

救世軍社会事業団役員等報酬規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は救世軍社会事業団(以下事業団と云う)の役員等の報酬について定めたものである。

ここに定めた以外の事項については、法令、定款、その他関係諸規則ならびに評議員会の決定に従うものである。

(役員等の定義)

第2条 役員等とは定款の定めにより選任された次のものを云う。

1. 理事 6名以上9名以内
2. 監事 2名
3. 評議員 7名以上18名以内

(役員等の人事記録)

第3条 役員等の人事記録は、理事会、評議員会に関する記録とともに、救世軍本営社会福祉部に備え置く。

(制定および改廃)

第4条 本規程の制定改廃は評議員会において決定する。

(業務出張)

第5条 役員等が業務により出張するときは「別表I」により旅費を支給する。

(役員報酬)

第6条 役員報酬については「別表I」の定めにより支給する。

(その他)

第18条 この規程は令和元年6月1日より施行する。

「別表Ⅰ」

1. 役員報酬について

理事長 毎月7万円（年額84万円）を金融機関口座に振込む

2. 理事長以外の役員および評議員については、無報酬とし、理事会、評議員会に出席した際の交通費は下記のように支給する。

都内（東京周辺） 一律 3000円

都外 実費

3. 役員が施設に出張した場合は、交通費及び、宿泊の必要な場合は宿泊費の実費を支払う。